



## 国民生活センター各機能の国への移管にあたっての懸念と考え方・対応策等

分野	消費者委員会、検証会議、検討会で示された国移行時の懸念	検討会で示された考え方・対応策等
相談（あっせん）・ADR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の行政機関で相談（あっせん）、ADRを行うことができるのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私人間紛争の解決に関与する行政機関・行政法人による相談（あっせん）、ADRの例 <ul style="list-style-type: none"> <li>－中央建設工事紛争審査会（8条機関）・都道府県建設工事紛争審査会</li> <li>－公害等調整委員会（3条機関）・都道府県公害審査会</li> <li>－地方運輸局長が指名するあっせん員、都道府県労働局紛争調整委員会</li> <li>－中央労働委員会（3条機関）・都道府県労働委員会</li> <li>－電気通信紛争処理委員会（8条機関）</li> </ul> </li> <li>・行政の「民事不介入」を「原則」とする考え方は、学説上も克服されている※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法執行を実施しながら相談（あっせん）も行っている自治体はあるが、国の行政機関が法執行を実施しながら相談（あっせん）を行うことはできないのではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法執行と相談（あっせん）の関係を考えるに当たり、国と地方公共団体に本質的な違いはない（例えば、特定商取引法上の処分権限は、国と地方自治体とで同一（指示・命令等））</li> </ul>

※大橋真由美「行政による紛争処理の諸形態」では、「民事不介入原則」について、戦前において警察権の限界を画する法理として位置付けられたものが、射程範囲が明確にされないまま行政作用一般に通じる基本原則的なものとして取り扱われてきており、戦後行政の現実に照らせば、具体的な対象が明確ではない漠としたキーワードに束縛されることは適当ではなく、ケース・バイ・ケースでその適切なあり方を探求すべきと指摘している（磯部力ほか編『行政法の新構想Ⅲ行政救済法』（2008年）所収）。

分野	消費者委員会、検証会議、検討会で示された国移行時の懸念	検討会で示された考え方・対応策等
相談（あっせん）・ADR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法執行部署との関係で、柔軟な解決ができなくなるのではないか</li> <li>・移行先が消費者庁の場合、他省庁が所管している法律については他省庁と調整しなければならないのではないか</li> <li>・あっせんにあたって所管省庁と調整する場合は、あっせん処理が遅れる可能性がある</li> <li>・国の行政機関が、消費者と事業者間に立って、中立的・公正的な立場でトラブル解決ができるのか</li> <li>・行政庁の立場で、消費者側に軸足を置いたあっせんやADRを実施することが可能か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和解の仲介の場合、民事強行規定に違反してはならないが、より消費者に有利な合意は妨げられない。裁判の基準となる法令、あるいはその有権解釈等を手がかりとしつつ、事実認定および事実の当該法令への当てはめ（適用）に関して残る不明確な部分（いわばグレーゾーン）について、簡易迅速に両当事者が納得する解決を探ることになる</li> <li>・仲裁は、法令の解釈を一般的に示す手続ではなく、特定当事者間の個別の民事紛争を解決する目的の手続</li> <li>・相談・あっせんに際し、有権解釈は消費者の主張を補助する情報として使われるが、それに当てはめて紛争解決をすることが目的とされているわけではない</li> <li>・有権解釈は基本的には行政処分を想定した解釈であるから、当事者間の合意の成立や、個別の民事紛争の解決を目的とする相談等を拘束することはない</li> <li>・個別紛争解決手続で示される法令の解釈は、一般的な有権解釈とは性格が異なるが、實際上、両者を明確に区別するためには、それぞれの解釈を示す組織ないし機関を分けることが望ましい</li> <li>・相談やADRを実効的に機能させるためには、相談・あっせんやADRを担当する機関・組織は、個別の紛争解決における違法な職務執行の是正以外には、他の行政機関から指揮監督を受けないとする工夫が考えられる</li> <li>・相談やADRの手続きの独立性が社会全体からも見えるように、ある職務の執行の独立性を法的に定めるなどの法制度を超えたアピールの工夫が考えられる</li> </ul>

分野	消費者委員会、検証会議、検討会で示された国移行時の懸念	検討会で示された考え方・対応策等
相談（あっせん）・ADR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・ADRにより得られた情報を行政処分・行政指導の根拠にすると、むしろ紛争当事者から相談・ADRへの協力を得にくくなる</li> <li>・法執行権限を背景として、あっせんにおける事業者側への圧力が生じないか</li> <li>・消費者庁の法執行の担当課と施設等機関との間に情報の遮断はないため、あっせん等における事業者の対応が、法執行の判断に影響する恐れがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リソースをもつ行政機関が相談・ADRの主体となることにより、紛争当事者が相談・ADRに協力する可能性が高まる</li> <li>・相談で得られた情報を行政処分等の端緒にすることはできるが、この情報を根拠にして行政処分等を行うことは制限される</li> <li>・相談やADRに関与した職員が、同一事案について、行政処分に関与することを制限する制度も考えられる</li> <li>・相談やADRの手続きの独立性が社会全体からも見えるように、ある職務の執行の独立性を法的に定めるなどの法制度を超えたアピールの工夫が考えられる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせんの判断が、事業者から所管省庁による有権解釈や行政指導と捉えられるのではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政指導とは「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」（行政手続法2条6号）</li> <li>・特定主体間の民事紛争の解決は、行政指導の定義の中にある行政目的とは異なる</li> <li>・相談・ADRにおける紛争当事者への要求と行政指導とは行為そのものとして明確に区別できないので、両者を所掌する機関・組織を明確に区別することが望ましい</li> <li>・相談・あっせんに際し、有権解釈は消費者の主張を補助する情報として使われるが、それに当てはめて紛争解決をすることが目的とされているわけではない</li> <li>・有権解釈は基本的には行政処分を想定した解釈であるから、当事者間の合意の成立や、個別の民事紛争の解決を目的とする相談等を拘束することはない</li> </ul>

分野	消費者委員会、検証会議、検討会で示された国移行時の懸念	検討会で示された考え方・対応策等
相談（あっせん）・ADR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行先が消費者庁の場合、消費者庁所管法以外のトラブルを扱うことができるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁及び消費者委員会設置法            第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費生活センターに消費生活相談緊急情報（マル急）、相談処理マニュアル、ADRにおける解決指針、早期警戒指標（PIO-ALERT）などを提供できるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が地方公共団体に情報提供することについては、地方自治法（245条の4）の「技術的な助言」という形で可能</li> <li>・相談・ADRを独立的・自立的に担えるかという問題と、専決などの技術的な問題が考えられるが、提供できないという懸念はない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁に情報管理が一元化された場合、これまで以上に、情報開示が過度に慎重になるのではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の扱いや情報公開については、独立行政法人も国の行政機関とほぼ同じ規律であるため、国に移行することで変わることはない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政庁の立場で、従来の国民生活センターと同様の消費者側への訴訟追行の援助を行うことが適当か</li> </ul> <p>※国民生活センターは消費者への訴訟追行の援助として、和解仲介手続によって重要消費者紛争が解決されなかった場合において、消費者が訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料を提供することができる（独立行政法人国民生活センター法40条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活センター法40条を制定する過程において、ADRへの事業者側の協力の難しさという面があるなかで、どこまで消費者をサポートできるかを議論し、資料提供はできるだろう、となった。国の機関に移行した後も、当然、同じように妥当するのではないか</li> <li>・是非必要ということであれば、守秘義務を解除するためにも、こういう場合は資料を提供できる旨を法律に書いておく必要がある</li> </ul>

分野	消費者委員会、検証会議、検討会で示された国移行時の懸念	検討会で示された考え方・対応策等
注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁や関係省庁と調整することにより、注意喚起が遅れるのではないか</li> <li>・消費者庁にとって都合がよくない記載を削除した例があり、注意喚起の内容が不十分なものになるのではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手口公表」は国民生活センター内の決裁で機動的に行うことが考えられる</li> <li>・「試行」においては、早期の情報共有等により、案件への着手から手口公表までの所要日数を大幅に短縮している（平成22年度：57日→試行時：37日）</li> </ul>
制度の改善要望機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国に移行すると、要望しにくくなるのではないか</li> <li>・改善要望の内容が消極的にならないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「試行」においては、消費者政策検討会議（消費者庁・国民生活センターの幹部により構成）を開催し、制度改正などについて検討している</li> </ul>
各機能の「一体性」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ADRを分離することにより、国民生活センター業務の一体的な推進ができなくなる</li> <li>・ADR機能を他機能と分離した場合、各機能との一体性・相互補完性に支障があるのではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活センターを消費者庁の施設等機関とすることは考えられる。ただし、この場合、現在センターが実施している事務を全て施設等機関で実施することが適当かどうかは議論がありうる</li> <li>・相談とADRは機能として連続しているが、紛争当事者の協力を得るためには、それぞれを所掌する機関・組織を分けることが望ましい</li> <li>・国民生活センターでは、重要消費者紛争に関するADRは、紛争解決委員会という独立の組織が担当する</li> <li>・特別の機関に、法律により、審議会等ではない合議制の機関を置いている例がある。</li> </ul>

(参考)

【地方自治法（抄）】

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

【独立行政法人国民生活センター法（抄）】

第四十条 センターは、和解仲介手続によって重要消費者紛争が解決されなかった場合において、和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となった請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料（重要消費者紛争解決手続において当事者が提出したものを除く。）で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により資料の提供を受けた消費者は、当該資料を同項の訴訟の準備又は追行の用に供する目的以外の目的に利用してはならない。

【独立行政法人国民生活センター法施行規則（抄）】

（訴訟の準備又は追行の援助）

第三十四条 法第四十条第一項の内閣府令で定める資料は、次に掲げるものとする。

- 一 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、センターが管理運営するものをいう。）に蓄積されたもの
- 二 センターが実施した商品、施設、役務その他これらに準ずるものの試験、検査又は調査研究に係る情報
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

## 施設等機関及び特別の機関（平成 23 年度末時点）

## (1) 施設等機関（55 種類）

（注）名称の前の○印は、法律設置のもの。

## ① 試験研究機関（17 種類）

行政機関名	名 称	平成 23 年度末定員
内 閣 府	経済社会総合研究所	139
	情報通信政策研究所	26
総 務 省	法務総合研究所	85
法 務 省	財務総合政策研究所	62
財 務 省	関税中央分析所	18
	国立教育政策研究所	155
	科学技術政策研究所	51
文 部 科 学 省	国立医薬品食品衛生研究所	213
	国立保健医療科学院	111
厚 生 労 働 省	国立社会保障・人口問題研究所	53
	国立感染症研究所	381
農 林 水 産 省	農林水産政策研究所	77
	国土交通政策研究所	20
国 土 交 通 省	国土技術政策総合研究所	367
	気 象 庁	気象研究所
気 象 庁	高層気象台	27
	地磁気観測所	36
	合 計	1,995

## ② 検査検定機関（5 種類）

行政機関名	名 称	平成 23 年度末定員
厚 生 労 働 省	○検疫所（13）	909
	農 林 水 産 省	動物医薬品検査所
農 林 水 産 省	○植物防疫所（4）	936
	○那覇植物防疫事務所	55
	○動物検疫所	426
合 計		2,404

③ 文教研修施設（20種類）

行政機関名	名 称	平成 23 年度末定員
総 務 省	自治大学校	14
	統計研修所	49
消 防 庁	消防大学校	37
法 務 省	矯正研修所	48
公安調査庁	公安調査庁研修所	7
外 務 省	外務省研修所	17
財 務 省	税関研修所	34
国 税 庁	税務大学校	334
農 林 水 産 省	農林水産研修所	37
林 野 庁	森林技術総合研修所	46
経 済 産 業 省	経済産業研修所	19
国 土 交 通 省	国土交通大学校	97
	航空保安大学校	303
気 象 庁	気象大学校	94
海上保安庁	海上保安大学校	284
	海上保安学校	241
環 境 省	環境調査研修所	48
防 衛 省	○防衛大学校	540
	○防衛医科大学校 防衛研究所	1,006 99
合 計		3,354

④ 医療更生施設（3種類）

行政機関名	名 称	平成 23 年度末定員
厚 生 労 働 省	○国立ハンセン病療養所（13）	2,931
	国立児童自立支援施設（2）	80
	国立障害者リハビリテーションセンター	666
合 計		3,677

⑤ 矯正収容施設（5種類）

行政機関名	名 称	平成 23 年度末定員
法 務 省	○刑事施設	19,380
	○刑務所（62）	
	○少年刑務所（7）	
	○拘置所（8）	

	○少年院（５１）	2, 4 8 7
	○少年鑑別所（５１）	1, 2 1 3
	○婦人補導院	2
	○入国者収容所（３）	2 6 9
合 計		2 3, 3 5 1

⑥ 作業施設（３種類）

行政機関名	名 称	平成 23 年度末定員
内 閣 府	迎賓館	4 6
財 務 省	会計センター	3 2
国 土 交 通 省 気 象 庁	気象衛星センター	1 6 4
合 計		2 4 2

（参考）

宮内庁に置かれる施設等機関（２種類）

行政機関名	名 称	平成 23 年度末定員
宮 内 庁	正倉院事務所	2 0
	御料牧場	6 2
合 計		8 2

(2) 特別の機関 (( ) 内は平成 23 年度末定員) (全て法律設置)

(43 種類)

行政機関名	名称及び定員
内閣府	北方対策本部(12)、金融危機対応会議、子ども・若者育成支援推進本部、食育推進会議、少子化社会対策会議、高齢社会対策会議、中央交通安全対策会議、犯罪被害者等施策推進会議、自殺総合対策会議、消費者政策会議、国際平和協力本部(22)、日本学術会議(54)、原子力立地会議、官民人材交流センター(47)
国家公安委員会 総務省	警察庁(7, 732) 中央選挙管理会 政治資金適正化委員会(10)
法務省	検察庁(11, 802)
外務省	在外公館(3, 564)
財務省	
国税庁	国税不服審判所(475)
文部科学省	日本学士院(11)、地震調査研究推進本部、日本ユネスコ国内委員会
文化庁	日本芸術院(7)
厚生労働省	中央駐留軍関係離職者等対策協議会
農林水産省	農林水産技術会議(222)
水産庁	広域漁業調整委員会(太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海)
経済産業省	
資源エネルギー庁	原子力安全・保安院(783)
国土交通省	国土地理院(719)、小笠原総合事務所(8)
	海難審判所(87)
環境省	公害対策会議
防衛省	統合幕僚監部(448)、共同の部隊(1, 159)、陸上自衛隊(159,
	811)、海上自衛隊(48, 762)、航空自衛隊(50, 419)、情報本部(2, 444)、技術研究本部(824)、装備施設本部(525)、防衛監察本部(32)

(注) 臨時的に設置される特別の機関(非常災害対策本部等)を除く。

(注) 防衛省の定員に含まれている自衛官の定数については、21年度末現在である。

(参考)

## 特別の機関のうち合議制の機関

府省	特別の機関名	構成員
内閣府	金融危機対応会議	(議長) 内閣総理大臣 (議員) 内閣官房長官、特命担当大臣(金融)、金融庁長官、財務大臣、日本銀行総裁
	食育推進会議	(会長) 内閣総理大臣 (委員) 特命担当大臣(食育)、国務大臣のうちから、総理が指定する者。食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、総理が任命
	少子化社会対策会議	(会長) 内閣総理大臣 (委員) 内閣官房長官、関係行政機関の長及び特命担当大臣のうちから、総理が任命
	高齢社会対策会議	(会長) 内閣総理大臣 (委員) 内閣官房長官、関係行政機関の長及び特命担当大臣のうちから、総理が任命
	中央交通安全対策会議	(会長) 内閣総理大臣 (委員) 内閣官房長官、指定行政機関の長及び特命担当大臣のうちから、総理が任命
	犯罪被害者等施策推進会議	(会長) 内閣官房長官 (委員) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、総理が指定する者。犯罪被害者の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、総理が任命
	自殺総合対策会議	(会長) 内閣官房長官 (委員) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、総理が指定する者
	消費者政策会議	(会長) 内閣総理大臣 (委員) 内閣官房長官、関係行政機関の長及び特命担当大臣のうちから、総理が任命
	日本学術会議	会員210人
	原子力立地会議	(議長) 内閣総理大臣 (議員) 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
総務省	中央選挙管理会	委員5人(国会議員以外のもので参議院議員の被選挙権を有するものの中から国会の議決により指名)

文部科学省	日本学士院	定員 150 人（学術上功績顕著な科学者の中から日本学士院において選定）
	日本ユネスコ国内委員会	委員 60 人以内（①教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者 18 人、②教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者 12 人、③地域的なユネスコ活動の領域を代表する者 12 人、④学識経験者 7 人、⑤衆議院が指名した衆議院議員 4 人、⑥参議院が指名した参議院議員 3 人、⑦政府の職員 4 人）
文化庁	日本芸術院	院長 1 人、会員 120 人以内
厚生労働省	中央駐留軍関係離職者等対策会議	（会長）厚生労働大臣 （委員）関係行政機関の職員の中から任命
農林水産省	農林水産技術会議	会長及び委員 6 人（学識経験者又は農林水産省の職員の中から任命）
水産庁	広域漁業調整委員会	委員 71 人（①区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各 1 人、②区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者 14 人、③学識経験がある者の中から農林水産大臣が任命した者 9 人）
環境省	公害対策会議	（会長）環境大臣 （委員）内閣官房長官、関係行政機関の長及び特命担当大臣の中から任命

## 今後の取組の方向性について

	短期 (移行前)	中期 (移行と同時期)	長期 (移行後)
<b>3. 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方</b> (2) 司令塔機能の発揮			
i) 内閣府特命担当大臣の総合調整権限の発揮、消費者政策会議の活用 《今後の取組の方向性》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府特命担当大臣の総合調整機能を実質的に発揮できるよう、消費者庁職員による機動的なサポートを可能とするなど、消費者基本政策室の充実を図る。なお、消費者庁を設立した理念に照らし、今後、内閣府本府が所掌している総合調整事務を消費者庁が所掌することの可能性についても検討を行う。</li> <li>・消費者政策会議については、内閣全体で消費者行政を推進するための枠組として、積極的に活用する。</li> <li>・消費者問題に機動的に対応していくため、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）の主導のもと、関係委員会議の開催など必要な対応を行う。</li> <li>・消費者政策会議及び関係委員会議に、消費者委員会委員長、消費者庁長官、国民生活センターの長も出席できることとする。</li> <li>・消費者政策担当課長会議を定期的を開催し、消費者委員会の建議や国民生活センターの要望のフォローアップ(事後点検)を行うなど、各府省庁と一体となって消費者行政の推進を図る。</li> </ul>	○ (前段)		○ (後段)

<p>ii) 消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの連携による取組  iii) 「現場」との結びつきの強化</p> <p>《今後の取組の方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者庁及び消費者委員会は、地方自治体（消費生活センターを含む）や関係団体（消費者団体、事業者団体、弁護士会等）との意見交換、情報共有の機会を充実する。</li> <li>・ 消費者庁と国民生活センターで行われている「試行」の実施状況や成果を評価し、消費者被害の情報を迅速かつ効果的に消費者行政に反映できるシステムを構築する。</li> <li>・ 消費者庁と国民生活センターで「試行」として行われている財産分野での早期の事故情報の共有を、生命・身体分野へ拡充する。</li> <li>・ 消費者委員会は、国民生活センターが収集・分析する相談情報の動向につき、情報共有・意見交換を行い、その調査審議等に積極的に活用する。</li> <li>・ 国民生活センターの有する消費生活相談の「現場」からの情報を踏まえた改善要望に対し、消費者庁はこれを積極的に活用し、政策形成や他府省庁への働きかけに活かす。</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>		
<p>iv) 消費者委員会の審議会機能と消費者庁との関係の在り方</p> <p>《今後の取組の方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者行政に係る中長期的課題や省庁横断的な事項、制度改革に関する事項については、消費者庁から消費者委員会に積極的に諮問することとし、審議会機能の活用について両機関が協力して取り組</li> </ul>	<p>○</p>		

<p>む。その際、消費者庁は、諮問を行った者として、諮問の背景や関連する事実関係について説明するなど、審議に積極的に協力する。</p> <p>この点に関し、消費者委員会に消費者庁からの諮問を審議する分科会又は部会を設置（分科会：法令、部会：消費者委員会決定でそれぞれ規定）することも考えられる。</p> <p>その際、個別的、専門性の高いものなど事案によっては、消費者委員会の独立性を前提としつつ、消費者委員会事務局のもとで、消費者庁が一定の協力をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者委員会における調査審議を支える消費者委員会事務局の体制を充実・強化する。</li> </ul>	○		
<p>v) 消費者委員会の審議の実効性の向上</p> <p>《今後の取組の方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者委員会は、自らの建議や提言について定期的にフォローアップを行い、必要に応じ繰り返し建議等を行う。</li> <li>・消費者委員会は、消費者政策会議に意見を述べるなどして、各府省庁に建議や提言への対応を求める。</li> <li>・消費者委員会の建議や提言に基づき、消費者庁からも消費者基本計画の策定や検証・評価を通じて関係府省庁に働きかけを行うなど、消費者庁と消費者委員会が各府省庁に対して緊密に連携を図りつつ取組を行う。</li> </ul>	○ ○ ○		



<p>iii) 消費者行政における司令塔機能発揮のための専門性の確保 《今後の取組の方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者庁において、職員の新規採用を平成 25 年度分から実施し、これを継続するとともに採用数の拡大を目指す。こうした中で、民間等からの中途採用についても取り組む。</li> <li>・ 他府省庁から消費者庁に出向中の職員で、消費者行政に意欲を有する一定数の職員について、他府省庁の協力を得て、消費者庁を中心としたキャリアパスで活躍できるようにする。こうした取組の中で、消費者庁職員が国民生活センターでも活躍できるようにする。</li> <li>・ 消費者庁において、採用試験の見直しの趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を徹底する。</li> <li>・ 消費者行政に継続して携わっていく職員が、消費者行政において重要な役割を果たすようにする。</li> <li>・ 消費者庁を中心に、法制度に関わるものなど、専門的知識に関し職員向けの研修を推進する。</li> <li>・ 消費者行政の推進に必要な専門性を確保するため、安全や取引などの分野で外部との人的ネットワークを構築し、活用を図る。</li> </ul>	<p>○  ○ (前段)  ○  ○  ○  ○</p>		
<p>iv) 国民生活センター職員の積極的活用 《今後の取組の方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者庁の企画立案や法執行部門、消費者委員会事務局、更には他府省庁など幅広い分野に配属し、専門性や消費者目線を活かして活躍ができるようにする。</li> </ul>	<p>○</p>		



<p>ii) 地方自治体との連携の強化</p> <p>《今後の取組の方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談員の資格を法律に位置付け、消費生活相談員が専門職であることをより明確にすることを通じ、消費生活相談の質の向上と全国的な水準の確保を図るとともに、消費生活相談員に対する信頼を一層向上させる。</li> <li>・「地方消費者行政活性化基金」終了後においても、消費生活相談員向けの研修の充実を含め、地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を、財政面を含めて下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行う。</li> <li>・地方自治体の執行担当職員の研修等を通じて、国と地方自治体とが連携を強化しつつ、法執行に取り組む。</li> <li>・生命・身体分野や財産分野の消費者事故等について、地方自治体と連携して、厳正な法執行に努める。</li> <li>・現在地方自治体が直面している対応困難な越境消費者トラブルについては、地方の相談窓口の支援の一環として、国民生活センターに消費者が直接に相談できる窓口を整備する。</li> <li>・消費者庁は、国民生活センターとともに、他府省庁や地方自治体、消費者団体や事業者団体等の多様な主体との連携を図り、消費者教育を推進する。</li> </ul>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p>	
---	---	----------	--

<p><b>4. 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方</b></p> <p>(1) 消費者行政における新たな位置付け</p> <p>(2) 国民生活センターの各機能の維持・充実</p> <p>《国への移行に当たっての取組の方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民生活センターの各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させる。</li> <li>・ 消費者の相談に直接に対応する機会を十分に確保し、充実させる。 (平日バックアップ相談の充実、土日祝日相談の直接対応、越境消費者トラブルへの国民生活センターによる対応等。) また、相談機能の維持・充実のため、国民生活センターの非常勤職員である消費生活相談員についても、その専門性に配慮した任用と処遇が図られるようにする。</li> <li>・ 消費生活専門相談員資格の付与や消費生活相談員への研修といった機能は、消費生活相談員の資格を法的に位置付けるとの方針を踏まえ、維持・充実する。また、国民生活センターは、消費者行政に関し、広く国家公務員向けの研修を行う。さらに、廃止された同センターの相模原研修所の施設・用地の活用の在り方について検討する。</li> <li>・ 商品テストは、原則として、各地の消費生活センターからの相談解決テスト依頼に全件対応することとする。また、注意喚起のための商品テストも引き続き実施するほか、消費者事故の原因究明について、消費者安全調査委員会と連携して取り組む。</li> <li>・ 情報の収集・分析・提供について、消費者庁に集約される情報等を国民生活センターと共有した上で、それぞれの有する機能の連携に</li> </ul>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	
--	--	--	--

<p>よって情報の収集・分析・提供機能をさらに強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADRは、中立性・公正性を確保しつつ機能を維持するとともに、国民生活センターの他の機能との一体性を維持する。</li> </ul>		○	
<p>(3) 国民生活センターの国への移行後の組織形態及び移管先</p> <p>i) 組織形態の選択肢</p> <p>ii) 組織形態の選択（施設等機関、特別の機関）に当たっての留意点</p> <p>《国への移行に当たっての取組の方向性》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな機関は、国民生活センターの各機能を一体として担う。</li> <li>・ 新たな機関の組織形態は「特別の機関」とし、ADRを含めた国民生活センターの業務運営や人事面での独立性を確保する。</li> <li>・ 「国民生活センター」という名称は、移行後の機能を担う新たな組織の名称として維持する。</li> </ul>		○ ○ ○	

「国民生活センターの国への移行を踏まえた  
消費者行政の体制の在り方に関する検討会」の開催について

平成24年2月10日  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）決定

1. 趣旨

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）及び国民生活センターの在り方に関する見直しについての消費者担当政務三役の判断（平成23年12月27日記者公表）等を踏まえ、消費者行政に係る体制の在り方について検討することを目的として、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、内閣府副大臣（消費者及び食品安全）が主宰し、消費者分野又は行政分野につき優れた識見を有する有識者により構成する。
- (2) 検討会の座長は、主宰者が指名する。
- (3) 検討会には、消費者庁長官、消費者委員会委員長等が出席するほか、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）理事長等の出席を求めることができる。
- (4) 上記のほか、検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

検討会は、国民生活センターの機能が国に移管されることを踏まえ、以下の事項について検討する。

- (1) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方
- (2) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方

4. 庶務

検討会の庶務は、消費者庁及び消費者委員会の協力を得て、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が検討会に諮り、定める。

「国民生活センターの国への移行を踏まえた  
消費者行政の体制の在り方に関する検討会」委員名簿

## 《主宰》

後藤 齋 内閣府副大臣

## 《委員》

足立 敏 京都府府民生活部消費生活安全センター長

(座長) 大森 彌 東京大学名誉教授

片山 登志子 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長

丹野 美絵子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

中村 雅人 弁護士

橋本 智子 一般社団法人北海道消費者協会会長

畠中 誠二郎 中央大学総合政策学部教授

室町 正志 一般社団法人日本経済団体連合会企業行動委員会消費者政策部会部会長

山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部本部長

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(敬称略 五十音順)

(注) このほか、第1回検討会(平成24年2月22日)から、第12回検討会(平成24年7月24日)まで、阿南久(全国消費者団体連絡会事務局長(当時))氏が委員を務めた。

「国民生活センターの国への移行を踏まえた  
消費者行政の体制の在り方に関する検討会」の審議経過

第1回（平成24年2月22日（水） 10:00-12:00）

- (1) 消費者行政の体制の現状について
- ・有識者ヒアリング 佐々木 毅（学習院大学教授、元消費者行政推進会議座長）
- (2) 国民生活センターの在り方の見直しに関するこれまでの経緯について
- (3) 検討会の今後の進め方について

第2回（3月2日（金） 10:00-12:00）

- (1) 第1回検討会における委員からの指摘事項について
- (2) 消費者行政の体制の現状について
- ・有識者ヒアリング 今井 純子（NHK解説委員）
  - ・有識者ヒアリング 長澤 正之（元福岡県消費生活センター長）
  - ・有識者ヒアリング 石戸谷 豊（弁護士）

第3回（3月14日（水） 10:00-12:00）

- (1) 消費者行政の体制の現状について
- ・有識者ヒアリング 熊谷 純一（仙台市消費生活センター所長）
  - ・有識者ヒアリング 滝田 章（社団法人消費者関連専門家会議理事長）
  - ・有識者ヒアリング 後藤 準（全国商工会連合会常務理事）
  - ・有識者ヒアリング 山根 香織（主婦連合会会長）

第4回（3月23日（金） 16:00-18:00）

- (1) 国民生活センターにおける相談処理（あっせん）と裁判外紛争解決手続（ADR）
- (2) 消費者行政の体制の現状について
- ・有識者ヒアリング 中山 弘子（新宿区長）
  - ・有識者ヒアリング 角田 真理子（明治学院大学法学部准教授）

第5回（4月10日（火） 13:30-15:30）

- (1) 消費者委員会、消費者庁、国民生活センターからのヒアリング
- ・消費者委員会委員長 河上 正二
  - ・消費者庁長官 福嶋 浩彦
  - ・国民生活センター理事長 野々山 宏
- (2) 相談（あっせん）やADRと法執行について

第6回（4月25日（水） 18:00-20:00）

- (1) 国民生活センターの国への移行の具体化に当たっての留意事項
- (2) 論点の整理について

第7回（5月17日（木） 17:30-20:00）

- (1) 論点の整理について
- (2) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について

第8回（5月30日（水） 17:30-20:00）

- (1) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について
- (2) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について

第9回（6月11日（月） 9:30-12:00）

- (1) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について

第10回（6月19日（火） 9:30-12:00）

- (1) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について
- (2) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について

第11回（6月29日（金） 17:30-20:00）

- (1) 消費者行政の体制の現状について
  - ・有識者ヒアリング 生水 裕美 （野洲市市民生活相談室主査）
  - ・有識者ヒアリング 矢吹 香月 （岡山県消費生活センター消費生活相談員）
  - ・有識者ヒアリング 原 まさ代 （佐賀県消費生活センター消費生活相談員）
  - ・有識者ヒアリング 吉村 幸子 （東京都生活文化局消費生活部企画調整課長）
  - 松下 裕子 （東京都生活文化局消費生活部取引指導課長）

第12回（7月24日（火） 18:00-20:00）

- (1) 消費者行政の体制の現状について
  - ・有識者ヒアリング 池本 誠司 （弁護士）
- (2) 議論の整理

第13回（8月20日（月） 9:30-12:00）

- (1) 議論の整理

第14回（8月22日（水） 9:30-11:00）

- (1) 議論の整理